

大鰐町夜間交通空白解消緊急対策事業実証運行支援業務委託仕様書

本仕様書は、大鰐町夜間交通空白解消緊急対策事業実証運行支援業務委託（以下、本業務という。）について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

大鰐町夜間交通空白解消緊急対策事業実証運行支援業務委託

2 業務目的

大鰐町（以下「本町」という。）の公共交通は、鉄道及び路線バスを中心に運行されているが、夜間時間帯においては交通機関の運行が極めて限定的であり、住民及び来訪者の夜間移動手段の確保が課題となっている。また、町内のタクシー事業者は1社のみであり、夜間需要に十分対応することが難しい状況にある。

本事業は、令和8年6月に改訂された「大鰐町地域公共交通計画」に基づき、本町が実施主体として道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送、いわゆる「公共ライドシェア」を導入することで、夜間時間帯における交通空白の解消を図るとともに、持続可能な公共交通サービスを構築し、町民等の移動手段の確保や外出の機会を創出することを目的とする。

なお、導入にあたっては、利用者ニーズの把握及び運行内容の検討等を行いつつ、「公共ライドシェア」が夜間の交通空白解消の手段として有効であるかを検証するため、まず実証運行により始めるものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。なお、実証運行開始日は令和8年11月1日を予定とし、変更がある場合は本町と受託者において協議するものとする。

4 業務委託上限額

13,321,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

（1）運行内容

本事業は、夜間の交通空白解消を図るため、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送として、公共ライドシェアを実証運行するもので、運行内容は次のとおりとする。

項 目	内 容
実施主体	青森県南津軽郡大鰐町
運行区域	大鰐町内全域
乗降方式	ドアツードア方式
運行日	金曜日、土曜日及び祝前日（年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）
運行時間	午後10時から翌午前2時まで（22:00～26:00）
利用者	制限なし
運賃	別途、本町と協議のうえ決定する。
決済方法	クレジットカード決済、QRコード決済等によるキャッシュレス決済（現金の取扱いは行わない）
利用方法	配車アプリケーションからの予約とし、LINEからの予約機能を追加することは妨げない。また、電話予約（コールセンター）は設けないこととする。
ドライバー	町内在住又は町内在勤の住民を公募により募集する。ドライバー登録人数は15名程度を想定する。
登録台数	2台（大鰐町所有車両）
車両仕様	乗車定員5～7名のオートスライドドア付き車両を想定（車種の詳細は本町と協議のうえ決定）
運行管理	本町が指定する運行管理事業者（業務委託）
実証運行開始日	令和8年11月1日（予定）
実証期間	実証運行開始日から3カ月間

（2）業務内容

公共ライドシェアの実証運行にあたり、システムの構築・運用、業務進捗管理、導入までの支援、その他導入及び運営に係る支援業務を行うものとし、詳細は次のとおりとする。

① 運行システム構築業務

公共ライドシェア実証運行に係るシステムについて、本仕様書に示す運行内容及び要件に沿ったシステムを構築すること。また、利用者がより利用しやすいシステムの設計となるよう随時調整を行うこと。

② システムの保守・運用支援業務

ア 保守・運用

(ア) 保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、本町及び運行管理事業者からの連絡・問い合わせに対応する窓口を設けること。

(イ) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じるとともに、原因や対応状況について本町に随時報告すること。

(ウ) システムにおけるブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合は、システムの正常稼働を保証するとともに、必要な対応を行うこと。

(エ) システムへの不正アクセスやウイルス感染の監視を行うことができ、必要に応じて本町へ連絡する体制を確立していること。

イ 研修の実施等支援体制の構築

(ア) システムの円滑な運用となるよう、本町、運行管理事業者、運転者等の運営関係者への説明・指導を実施すること。

(イ) 住民説明会等における利用者への説明・指導に係る支援を行うこと。

③ プロジェクトマネジメント業務

ア システム導入までの準備及び導入後の運用に至るまで、本町と適宜打ち合わせを行い、進捗管理や運行状況について相談・支援を行うこと。

イ 関係者（運行管理事業者、運輸支局等）への説明、協議にあたり、業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理など、合意形成に向けた相談・支援を行うこと。

ウ 本事業に活用できる補助金、制度等について、精査し本町に提案するほか、書類作成、申請等の支援を行うこと。

エ 運行管理業務を担う事業者が当該業務を行うための必要な準備行為等に関し、相談・支援を行うこと。

オ システム導入にあたっての運行体系構築に向けた準備等について、相談及び支援を行うこと。

カ 利用促進に向けたチラシ・ポスター・ステッカー等の広報物の作成、説明会等の実施にあたり、業務範囲に係る企画の立案、デザイン制作、資料の準備、説明事項の整理等について、相談・支援を行うこと。

キ システム導入後の利用実績や利用者の新たな要望により運行体系の改善が必要と判断された場合、本町と適宜協議のうえ、運行改善に向けた相談・

支援を行うこと。

ク 実証運行の検証及び本格運行に向けた相談・支援を行うこと。

ケ 本システムの導入を通じて得られた運行データ、利用者データ等を活用し、公共交通の高度化に向けたコンサルティング提案を行うことができる体制を整備すること。具体的には、運行効率化、利用者ニーズ分析、最適な交通体系の構想等に関する提案を実施することができる能力を有すること。（過去5年以内の業務実績1件以上）

④ 運転者の募集・採用及び契約支援業務

ア 運転者の募集及び採用に係る業務の支援を行うこと。なお、運転者は町内在住又は町内在勤の住民を公募により募集することを想定する。

イ 採用となった運転者に対し、大臣認定講習（交通空白地有償運送運転者講習）の手配を行うこと。なお、講習費用は応募人数に応じて変動するため、別途見積りを提示するものとする。

ウ 別途本町の定める募集要件をすべて満たし、かつ、イの講習を受講した者と委託契約を締結すること。

⑤ 広報業務

ア 本事業の利用促進に向け、チラシ、ポスター及び車両用ステッカー等の広報物について、企画立案、デザイン制作、印刷手配までを一貫して行うこと。

イ 広報物の制作にあたっては、本町と協議のうえ、配布対象、配布部数、掲出場所等を決定すること。

⑥ その他公共ライドシェア運営等支援業務

上記①から⑤の業務のほか、公共ライドシェアの導入から実証運行の開始・運用に至るまで、本町において必要となる業務について、相談・支援を行うこと。

（3）システム概要

① クラウド上で動作する SaaS 型システムであること。

② 予約受付・配車を行う「予約管理システム」「予約システム」からなるサーバシステムと、配車結果を受ける「運行管理システム」である車載端末からなるシステムであること。

③ サーバシステムと車載端末間はインターネットにて接続される形態であること。

④ 開発・保守を行う事業者は、日本国内及び自社においてシステムの改修及びセキュリティ対応を実施できる体制を有すること。

⑤ 本システムにおいてデータを保存するサーバーは、日本国内のデータセンターに設置すること。

- ⑥ 本システムは、サーバーの稼働状況及び不正アクセス等のセキュリティインシデントを 24 時間 365 日監視する体制を有するとともに、通信経路の暗号化（TLS 等）を標準機能として提供すること。
- ⑦ 個人情報・位置情報等の機微情報の管理にあたっては、『国際規格 ISO/IEC 27001』を取得し、規格に基づいた情報セキュリティ体制を構築・運用していること。または、プライバシーマーク（P マーク）を取得していること。

（４）システムの提供範囲

- ① 大鰐町内全域を運行区域として配車及び運行指示を行うものとする。
- ② 各車両は乗合で運行されるものとし、乗車地又は降車地のいずれかが運行区域内に所在する予約について、ドアツードア型の乗降方式にて乗降可能とする。

（５）システムに関わる要件

① 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（AI 配車システム）

- ア 予約管理システムは、指定の URL にアクセス・ログインすることで利用可能とすること。
- イ 利用者からの予約をアプリで受付し、発注者が指定する時間に車載端末へ運行計画を配信すること。
- ウ 予約締切後及び管理者が必要な時にはメール等によりドライバー及び利用者に通知する機能を有すること。
- エ 予約の受付状況や車両の運行状況・現在地を確認できること。
- オ 運行により取得する乗降データを蓄積できること。
- カ 蓄積された乗降データから、時間帯別の利用状況やゾーン間の OD 表（Origin-Destination Table/Matrix）などシステム上で集計結果を確認できること。

② サーバー機能

- ア 利用者登録情報（氏名、生年月日、性別、住所等）、乗降ポイント情報（乗降ポイント名、緯度、経度等）、予約情報、運行実績（利用者数（件数）、利用者・乗降位置・利用時間）等の運行データを蓄積し、必要に応じてレポートが可能とすること。
- イ 運行可能日や運行可能時間帯の設定が可能とすること。
- ウ 予約アプリによる申込内容から、自動的に最適な経路を生成し、配車を行えること。
- エ 地図上で乗降場所の位置や出発地から目的地までのルートを確認することができる機能を有すること。

オ 発注者において、乗降ポイントの情報を登録、変更及び削除ができること。

カ 複数台の運行車両を登録し、運行エリアを分けて管理ができること。

キ 今後の対象地域の拡大やデジタル化等に対応するため、将来性・拡張性のあるシステムであること。

③ ユーザー機能（予約システム）

ア 利用者が指定のネイティブアプリもしくは URL にアクセス・ログインし、乗車希望場所、降車希望場所、乗車人数、乗車希望日、乗車希望便を指定することにより、利用予約ができること。また予約状況の確認、予約の修正及び取り消しができること。

イ 利用者が利用予約時に、乗降ポイントを地図上から選択できること。

ウ 利用者が、最新の乗車スケジュールを確認できること。

エ 利用者に運賃を表示できること。

オ 利用者が現在地の最寄りの停留所を画面表示できること。

カ 本システムは指定のアプリもしくはWeb アプリ形式とし、iOS と Android 両端末で使用可能であること。

④ ドライバー機能（運行管理システム）

ア 運行管理システムは予約受付状況、運行経路、運行順、利用者の乗降場所を表示できる機能を有すること。

イ 利用者が乗車・降車したことを、予約管理システムへ送信する機能を有すること。

ウ 現在の車両位置が表示できること。

エ GoogleMap 等を使用したナビゲーション機能を有すること。

オ 運行エリアである町内全域を通信エリアとし、サーバからの運行指示をリアルタイムに受信することができること。

カ 本システムは指定のアプリもしくはWeb アプリ形式とし、iOS と Android 両端末で使用可能であること。

（6）その他の提案

受託者は、本業務の目的等を勘案し、専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案をするものとする。

(7) 成果品

① 成果品

本業務における主な納入成果品は次のとおりとする。

ア 公共ライドシェアシステム一式

イ プロジェクト計画書

ウ システム設定書

エ 保守・運用に関する体制図

オ ユーザーアプリマニュアル

カ ドライバーアプリマニュアル

キ オペレーターツールマニュアル

ク 広報物

・チラシ 4,000部(A3両面カラー二つ折り、デザイン料を含む)

・ポスター 40部(A1片面カラー、デザイン料を含む)

・車両用マグネット 2台分×2種両側面 (H300×W800)

ケ 議事録

コ 成果品に関する電子記録媒体(PDFファイル等)

サ その他業務項目において作成した根拠資料等

② 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は本町の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

③ 成果品の検査

受託者は、本業務が完了したときは遅滞なく成果品を業務完了届とともに本町に提出し、成果品については所管課立ち会いのうえ、本町の検査を受けるものとする。

6 業務遂行基準

本業務を遂行するにあたり、受託者は専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する者を配置するものとする。

7 提出書類

受託者は、本業務の着手に先立ち、次の書類を本町に提出し、その承認を得るものとする。

(1) 業務工程表

(2) 主任技術者の選任届

(3) その他本町が指示する関係書類

8 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た内容等一切の事項について、いかなる場合も第三者に漏えいしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行い、個人情報の漏えいが起きないよう細心の注意を払うものとする。
- (2) 受託者は、成果品(委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧、複写、譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

9 著作権

本事業により作成された成果物の所有権、著作権その他一切の知的財産権は、受託者に帰属するものとする。ただし、受託者からの申出により、本町及び受託者は当該著作権の帰属について別途協議することができる。

10 その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 委託者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (3) 委託料の請求及び支払いについては、受託者決定後、本町と受託者の協議により決定するものとする。
- (4) 契約期間終了時(新たに同様の契約を締結し、事業を継続する場合を除く。)には、蓄積されたすべてのデータを委託者に無償で引き継ぐこと。データ形式はCSV形式を基本とする。受託者は、引継ぎの完了を委託者が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い報告すること。その際、受託者に発生する費用については、別途請求しない。
- (5) 実証運行開始後に本業務に関わる不適合が判明した場合は、受託者が無償で改修するものとする。
- (6) 本仕様書については、受託者と所管課による協議のうえ、必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議のうえ、受託者は本町の指示に従い業務を遂行するものとする。

11 所管課

大鰐町企画観光課企画係 担当：原子、八木澤

住 所 〒038-0211 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5 番地 3

電 話 0172-55-6561 (内線 222・232)

E-mail kikaku@town.owani.lg.jp